絶縁監視装置

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

評価対象とした絶縁監視装置は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」に 規定する次の機材である。

- ①高圧回路の絶縁監視装置
 - 種類(1)活線tan δ 測定方式
 - 種類(2)直流漏洩電流検出方式
 - 種類(3) 零相電流·電圧測定方式
 - 種類(4)部分放電検出方式
- ②低圧回路の絶縁監視装置
 - 種類(1) Igr方式
 - 種類(2) Ior方式

2. 評価内容

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」に適合する品質・性能が確保されている。
- (2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。
- (3)納入体制が整備されている。
- (4) アフターサービス体制が整備されている。